

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成29年6月28日

【会社名】 大同特殊鋼株式会社

【英訳名】 Daido Steel Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 石 黒 武

【本店の所在の場所】 名古屋市東区東桜一丁目1番10号

【電話番号】 052(963)7523

【事務連絡者氏名】 経理部長 丹 羽 哲 也

【最寄りの連絡場所】 東京都港区港南一丁目6番35号 東京本社

【電話番号】 03(5495)1253

【事務連絡者氏名】 東京総務室長 田 中 明

【縦覧に供する場所】 大同特殊鋼株式会社東京本社  
(東京都港区港南一丁目6番35号)  
大同特殊鋼株式会社大阪支店  
(大阪府中央区高麗橋四丁目1番1号)  
株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)  
株式会社名古屋証券取引所  
(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

## 1 【提出理由】

平成29年6月28日開催の当社第93期定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2 【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成29年6月28日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

1. 期末剰余金配当に関する事項

当社普通株式1株につき金6円	総額	2,558,862,096円
----------------	----	----------------

2. その他の剰余金の処分に関する事項

(1) 増加する剰余金の項目およびその額	別途積立金	12,000,000,000円
----------------------	-------	-----------------

(2) 減少する剰余金の項目およびその額	繰越利益剰余金	12,000,000,000円
----------------------	---------	-----------------

第2号議案 株式併合の件

平成29年10月1日を効力発生日として、当社普通株式について10株を1株に併合し、発行可能株式総数を1億1,600万株に変更する。

第3号議案 取締役10名選任の件

取締役として、嶋尾正、石黒武、西村司、立花一人、吉田学史、辻本敏、志村進、武藤大、今井正および種村均の10氏を選任する。

第4号議案 監査役2名選任の件

監査役として、西川真一氏および松尾憲治氏を選任する。

第5号議案 補欠監査役1名選任の件

補欠監査役として、服部豊氏を選任する。

第6号議案 役員賞与の支給の件

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	議決権の数(個)			賛成票の割合 (%)	決議の結果
	賛成	反対	棄権		
第1号議案	367,993	724	836	99.58	可決
第2号議案	368,499	148	906	99.71	可決
第3号議案					
嶋尾 正	351,687	16,390	1,473	95.17	可決
石黒 武	355,532	12,545	1,473	96.21	可決
西村 司	355,663	13,051	836	96.24	可決
立花一人	355,716	12,998	836	96.26	可決
吉田学史	358,112	10,602	836	96.90	可決
辻本 敏	358,788	9,926	836	97.09	可決
志村 進	358,132	10,582	836	96.91	可決
武藤 大	358,146	10,568	836	96.91	可決
今井 正	340,890	27,824	836	92.24	可決
種村 均	347,388	21,326	836	94.00	可決
第4号議案					
西川 真一	324,641	44,078	836	87.85	可決
松尾 憲治	322,486	46,233	836	87.26	可決
第5号議案	360,703	8,017	836	97.60	可決
第6号議案	353,482	15,198	873	95.65	可決

(注) 各決議事項が可決されるための要件は次のとおりであります。

第1号議案および第6号議案は出席した株主の議決権の過半数の賛成、第2号議案は議決権を行使することができる株主の議決権の三分の一以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の三分の二以上の賛成、第3号議案、第4号議案および第5号議案は議決権を行使することができる株主の議決権の三分の一以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分および当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対および棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算していません。

以上